

狭山市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(平成28年5月31日市長決裁)
(一部改正令和6年12月2日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき実施する指導監査について、必要な事項を定める。

(実施対象)

第2条 この要綱に基づく指導監査の対象は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。以下「施設」という。）及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下「事業者」という。）とする。

(指導監査)

第3条 指導監査は、施設及び事業者（以下「施設等」という。）の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することとあわせて、本市における子ども・子育て支援及び児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2 指導監査は、子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項に基づき、設備及び運営に関する基準等の遵守状況について必要な検査を行う。

3 指導監査は、常に公正不偏を旨とし、関係機関と連携して実施する。

4 指導監査は、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針、これまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

5 指導監査は、形式的、画一的な指導に陥らないように留意するとともに、施設等の実態及び問題点を的確に把握し、問題解決及び改善を促進させるための具体的な助言、指導を行う。

(実施方針等)

第4条 指導監査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導監査における重点事項等を含む指導監査実施方針

(2) 年間指導監査実施計画

2 前項に規定する指導監査実施方針及び実施計画を定めるに当たっては、関係課所と十分な連携のもとに行う。

(実施体制)

第5条 指導監査は、実施対象となる施設等ごとに関係課と協議のうえ、指導監査班を編成し実施する。

(実施区分)

第6条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第7条 一般指導監査は、第4条第1項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実施する。

2 一般指導監査実施中に次に該当する状況を確認した場合は、特別指導監査を直ちに実施することができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(一般指導監査の項目及び内容)

第8条 一般指導監査は、別表に掲げる項目について実施する。

2 一般指導監査における公平性を確保するため、監査の観点、評価事項、評価区分等の内容は、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（平成12年4月25日付児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙の児童福祉行政指導監査実施要綱の別紙1の2並びに「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（平成27年12月7日付こども家庭庁、文部科学省通知）によるものとする。

(一般指導監査の実施方法)

第9条 一般指導監査を実施するにあたっては、施設等の代表者の出席を求めるほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

2 一般指導監査を行った場合は、実施場所等において、施設等の代表者に対しその結果について講評を行う。

(特別指導監査)

第10条 特別指導監査は、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指摘事項の改善が認められない状況が継続した場合又は施設等の運営に重大な問題がある場合等において、特定の事項について重点的に実施するものとする。

2 特別指導監査は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法については、一般指導監査に準じるものとする。

(指導監査結果の通知等)

第11条 指導監査の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、当該施設等の代表者に文書によって指導内容を通知するものとする。

2 文書により改善を要すると認められた事項については、所定の時期までにその改善状況について回答を求めるものとする。

3 前項の改善状況に疑義又は改善が不十分と認められる場合は、その都度必要な指導を行う。（行政上の措置）

第12条 指導監査の結果、設備及び運営に関する基準等を満たさないと認められる場合又はそれらの運営が著しく適正を欠くと認められる場合は、子ども・子育て支援法第39条、第40条、第51条及び第52条の規定に基づき必要な措置を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第8条関係）

一般指導監査項目

項 目	主眼・着眼点
1. 事故防止対策	① 事故防止の計画が策定され、職員に周知しているか。 ② 事故発生による経過を記録しているか。 ③ 再発防止策の策定と再発防止策が職員に周知しているか。 ④ 「ヒヤリハット」が記録され、職員に周知しているか。
2. 防災体制の充実・強化	① 災害時における計画が策定され、職員に周知しているか。 ② 落下物、転倒物対策は適切に実施しているか。 ③ 定期的に防災訓練を実施しているか。 ④ 近隣住民・施設、消防機関等との連絡協力体制を確保しているか。
3. 感染症・食中毒等の予防対策	① 乳幼児、職員の健康管理を徹底するなど発生防止のための措置を講じているか。 ② 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じた時は速やかに連絡をするなど、発生時の連絡体制を整備しているか。 ③ まん延防止のため、施設内の消毒や職員が有症者のおう吐物等処理する際の衛生管理を徹底しているか。 ④ 食品の保管設備、温度管理は適切か。
4. 保育サービスの質の向上	① 利用申込者に対して、利用に当たって文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。 ② 保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ③ 保育の提供記録など必要な書類を整備しているか。 ④ 苦情対応窓口の設置など体制の整備をしているか。 ⑤ 苦情内容等を記録しているか。 ⑥ 虐待防止、人権尊重のための研修等を受けているか。
5. 職員の確保、定着化及び資質向上のための取組み	① 人員基準を満たす職員を配置しているか。 ② 有資格者による保育の提供が行われているか。 ③ 労働関係書類（雇用契約書、労働者台帳、賃金台帳、出勤簿）を整備しているか。 ④ 職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。
6. 設備運営基準の遵守	① ほふく室、保育室、遊戯室等、利用人数に応じた面積要件を満たしているか。 ② 運営規程、重要事項説明書など必要な書類を整備しているか。
7. 特定教育・保育施設等給付費の算定及び取り扱い	① 給付費の算定に係る書類が保管され、適正に請求しているか。 ② 加算を請求している場合は、その証拠となる記録、資料を保管し、適正に請求しているか。
8. 利用者負担等その他の費用の受領	① 利用申込者に対し、運営規程の概要及び利用者負担その他の費用を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供開始について、同意を得ているか。 ② 運営規程を定め、重要事項として見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しているか。 ③ 利用者負担その他の費用は、実費相当額として適正な範囲内であるか。 ④ 利用者負担その他の費用を受領する際、領収書を交付しているか。